

第二百八回国 参議院議院運営委員会図書館運営小委員会会議録第一号

令和四年五月二十日(金曜日)

午後零時十五分開会

令和四年一月十七日議院運営委員長において本小委員を左のとおり指名した。

- 江島 潔君
自見はなこ君
高野光二郎君
竹内 功君
本田 顕子君
舞立 昇治君
松川 るい君
長浜 博行君
野田 国義君
吉川 沙織君
河野 義博君
塩田 博昭君
浜野 喜史君
東 徹君
倉林 明子君

同日議院運営委員長は左の者を小委員長に指名した。

- 長浜 博行君

小委員長の異動

三月十一日小委員長長浜博行君は委員を辞任した。
三月十七日議院運営委員長において長浜博行君を小委員長に選任した。

小委員の異動

出席者は左のとおり。

小委員長

- 長浜 博行君

一月十九日 倉林 明子君

一月二十一日 竹内 功君

二月九日 自見はなこ君

二月十四日 松川 るい君

二月二十四日 塩田 博昭君

二月二十八日 本田 顕子君

三月十一日 河野 義博君

三月十七日 長浜 博行君

四月二十二日 長浜 博行君

五月二十日 東 徹君

補欠選任 佐藤 啓君

補欠選任 自見はなこ君

補欠選任 竹内 功君

補欠選任 本田 顕子君

補欠選任 河野 義博君

補欠選任 塩田 博昭君

補欠選任 東 徹君

補欠選任 倉林 明子君

小委員

- 江島 潔君
佐藤 啓君
自見はなこ君
高野光二郎君
竹内 功君
本田 顕子君
舞立 昇治君
野田 国義君
吉川 沙織君
河野 義博君
塩田 博昭君
浜野 喜史君
東 徹君
倉林 明子君

事務局側

- 事務総長 岡村 隆司君
事務次長 小林 史武君
委員部長 大蔵 誠君
国立国会図書館側
館長 吉永 元信君
総務部長 山地 康志君

本日の会議に付した案件

- 国立国会図書館法等の一部改正に関する件
○国立国会図書館法による出版物の納入に関する件
○国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程の一部改正に関する件
○国立国会図書館組織規程の一部改正に関する件

○小委員長(長浜博行君) ただいまから図書館運

営小委員会を開会いたします。

国立国会図書館法等の一部改正に関する件、国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程及び国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程の一部改正に関する件及び国立国会図書館組織規程の一部改正に関する件を議題といたします。
まず、図書館長の説明を求めます。

○国立国会図書館長(吉永元信君) 御説明申し上げます。

第一に、国立国会図書館法等の一部改正に関する件ですが、これは、地方公共団体情報システム機構及び地方共同機構の設立に伴い、国立国会図書館への出版物の納入義務に関する規定を整備するとともに、私人がインターネット等を通じて発信する図書又は逐次刊行物に相当するオンライン資料のうち、有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段が付けられているものについても、国立国会図書館への提供義務を課せようとするものであります。

第二に、国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程及び国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程の一部改正に関する件ですが、これは、ただいま御説明いたしました国立国会図書館法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

第三に、国立国会図書館組織規程の一部改正に関する件ですが、これは、電子情報に係る文言の整理などを行うものであります。以上でございます。

よろしく御協議のほど、お願い申し上げます。
○小委員長(長浜博行君) それでは、三件につき

質疑、意見のある方は順次御発言願います。

○吉川沙織君 立憲民主党の吉川沙織でございます。今、館長から御説明いただきましたけれども、国立国会図書館法は昭和二十三年制定法でありまして、今日までの間、国立国会図書館が主体となつて図書館法が改正された回数について、まず図書館にお伺いいたします。

○国立国会図書館長(吉永元信君) 十一回でございます。

○吉川沙織君 これまで十一回の改正が行われたとのことでございますが、本院の図書館運営小委員会において審査が行われ、その会議録が残っているのは何回あるでしょうか。参議院事務局に伺います。

○参事(大蔵誠君) 第七十一回国会、平成二十一年七月二日の図書館運営小委員会、国会図書館法第十次改正の際ですが、の一回につきましては会議録が残っております。

○吉川沙織君 これまで図書館が主体となつて改正されたものが十一回あつて、本院のこの図書館運営小委員会で会議録が残っているのは一回のみということでした。様々背景や理由があると思ひますし、改正の内容によつては図書館が主体であつても小幅なものもあつたかと思ひます。

一回だけ会議録が残っているとのことですが、その理由について参議院事務局にお伺ひいたします。

○参事(大蔵誠君) 国会図書館法第十次改正の際、図書館運営小委員会において質疑を行うに当たり、議運の理事間で御協議いただいた結果、平成二十一年六月三十日の議運の理事会合意に基づき速記を付すこととされました。その後、七月三日の議運の理事会で公表することにつき合意されたことを受け、会議録が発行されたと承知してお

ります。

○吉川沙織君 今お話ありましたけれども、平成二十一年に議論がされましたように、昨日の議運理事会において協議を行った結果、本日の図書館運営小委員会にも速記を付し、会議録を公表することに付いて全会派が合意いたしました。

図書館運営小委員会において扱われる案件の中でも、今回のように特に法律の改正に関する件については、後世の検証が可能となるよう、その経過や議論の内容を会議録に残す必要があると考えます。今後の法改正において、今回同様に小委員会の会議録を作成、公表することについて前向きな判断がなされ、その事例が集積されることを望んでいきます。

本日は、参議院創設七十五周年、その日です。本院に議席を預かる者の一人として感慨深くもありますが、ただ、現状を見るにつけ、様々な思いも抱えています。

昨日、国立国会図書館にとつてある意味で記念となる画期的なサービスが開始されました。個人向けデジタル化資料送信サービスが始まったためですが、国立国会図書館デジタル化資料のうち、絶版等の理由で入手困難な資料をインターネット経由で閲覧できるサービスで、私物の端末でも閲覧可能になるというものですが、具体的にどのような資料が閲覧可能となるのか、教えてください。

○国立国会図書館長(吉永元信君) 国立国会図書館デジタルコレクションで提供している資料のうち、絶版等の理由で入手が困難であることが確認された資料が対象であります。

具体的には、昭和四十三年、一九六八年までに受け入れた図書等約五十五万点、明治期以降に発行された雑誌のうち、刊行後五年以上経過したもので商業出版されていないもの約八十二万点な

ど、合わせて約百五十二万点の資料が対象となります。

○吉川沙織君 百五十二万点ということでした。今後これは拡大するのかどうか、教えてください。

○国立国会図書館長(吉永元信君) 現在、令和二年度及び令和三年度の補正予算で措置していただいたデジタル化予算により、昭和四十四年、一九六九年から、昭和六十二年、一九八七年に国内で刊行された図書のデジタル化を進めており、令和五年以降、準備が整い次第、送信対象資料に追加していく予定でございます。

○吉川沙織君 今後追加していただけるということでございますが、このサービスは、コロナ禍に行かずとも利用できるデジタル化資料へのニーズが研究者、学生等の個人から高まったこともあり、より多くの国民に本サービスを知っていただきたいと思ひます。

今回の国立国会図書館法の改正により、有償等のオンライン資料の収集も開始し、様々なサービスが始まることにもなります。今後、デジタル分野で国立国会図書館が重点的に取り組もうとしている内容について、簡単に教えていただければと思ひます。

○国立国会図書館長(吉永元信君) 国立国会図書館では、国立国会図書館ビジョン二〇二二―二〇二五を策定し、二〇二一年から五年間をデジタルシフトの推進期間と位置付けました。このビジョンの重点事業の一つとして、この五年間で約、五年間で百万冊以上の所蔵資料のデジタル化を実施する目標を掲げています。デジタル化した資料についてはテキストデータ化も行い、利便性の向上を図ります。

また、今回の法改正により、民間で発行された

電子書籍、電子雑誌の安定的な収集を図るとともに、その検索を広く容易に行えるデータベースの整備に努めてまいります。

これらのデジタル情報基盤の拡充により、国会サービスを一層充実すること、さらに、視覚障害などの理由で読書に困難がある方のために読書パリアフリーの推進などを進めてまいりたいと思ひます。

○吉川沙織君 今後五年間で重点的にやっていただけということ、テキストをデータ化していただけてまた検索可能になるということは、これ学生や研究者からとつてみても非常に有り難いことだと思ひます。私自身、約二十年前、会社員としてフルタイムで働きながら学位を取得したときに、実際に国立国会図書館に関西から足を運んで原典の資料に当たったこともありまして。

そういった観点から見ても、今回は本当に大きな改正でありますし、昨日から始まったサービスは本当に有益だと思ひます。私自身も、国立国会図書館お世話になることたくさんあるかと思ひますが、立法府の一員としてこれからも法改正等見たいかと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

ありがとうございます。

○東徹君 日本維新の会の東徹でございます。私からも、今回、国立国会図書館法の法改正をする図書小委員会でございますから、きちんと議事録を残していただいて、それを公開すべきだということをお願いいたします。

その上で、今回の法案でありますけれども、民間発行の電子書籍や電子雑誌のうち、有償又はDRM、デジタル・ライツ・マネジメント、著作権保護の目的で利用や複製を制限する技術、こういったものが付されたものも収集の対象になると

いうことであります。

紙の書籍だと国会図書館の収集の代わりに代償金を支払うなど一定の経費が掛かってきますけれども、電子書籍等の収集がこれ追加された場合、追加が必要となる経費、それから業務に対応するために必要な人員などについてどのように見込んでいるのか、まずお伺いさせていただきます。

○国立国会図書館長(吉永元信君) 有償又は技術的制限が付されているオンライン資料の収集に際しては金銭的補償は発生せず、収集や利用の方法も現行のオンライン資料の収集制度を踏襲するため、システム改修等も予定していません。このため、現時点では特別な予算要求は想定しておりません。

また、人員につきましては、国立国会図書館全体の業務を見直しも行うつつ人員の適正配置を行うことにより、この業務に必要な体制を整備してまいります。

○東徹君 人員はこれまでも増やしてきておりますので、増やすことのないように是非お願いしたいと思っております。

紙の書籍について、これは納本しなければ過料が科されることになっておりますけれども、電子書籍についてはこれ過料を検討するのかどうか、この点もお聞きしたいと思います。

○国立国会図書館長(吉永元信君) オンライン資料は対象資料の網羅的捕捉が困難であり、罰則規定を設けても実効性の確保が困難と考えられるため、オンライン資料を納入しなかった場合に過料などの罰則は設けておりません。

○東徹君 今回の有償かつDRMを付けられた電子書籍等の中には、これ漫画が含まれております。それが、今回追加で収集対象となるこの電子書籍、これが約六割ほど占めるというふう聞いておるんですけども、漫画というのは既にスマ

ホのアプリとかでも結構読めるようになっておつて、時々私も何か見たりもするんですけども、利用者の人気も高くて、民間事業者のこれ収入源になっておるわけです。

こういったものが今度収集対象になるということで、民間のこれは事業に影響出ないのかなというふうに思うわけですが、これはどのように運用していくのか、お伺いしたいと思います。

○国立国会図書館長(吉永元信君) 有償等のオンライン資料の制度収集に当たり、出版関係者を含む委員から成る諮問機関である納本制度審議会において議論を重ねてまいりました。その答申では、利用による経済的損失について、国立国会図書館内の施設内に限った閲覧及び著作権法で認められた範囲内のプリントアウトであれば補償を要しないとされており、当館における利用提供は民衆圧迫にはならないものと考えております。

○東徹君 ということは、漫画とかについては外では見れないと、国立国会図書館の中でしか見れないような、そういう仕組みになるということと理解をさせていただきました。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○小委員長(長浜博行君) 他に御発言もなければ、これより採決を行います。

三件につきましては、図書館長説明のとおり了承することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小委員長(長浜博行君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十九分散会

(参照)

#### 国立国会図書館法等の一部を改正する法律案要綱

第一 地方公共団体情報システム機構及び地方共同機構の設立に伴う出版物の納入義務に関する規定の整備

一 地方公共団体情報システム機構法(平成二十五年法律第二十九号)により地方公共団体情報システム機構が設立されたことに伴い、同機構に地方公共団体の諸機関と同様の納入義務を課すこと。(別表第二関係)

#### 二 関係

二 「地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号)」による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)により地方共同機構が設立されたことに伴い、同機構に地方公共団体の諸機関と同様の納入義務を課すこと。(別表第二関係)

第二 有償等オンライン資料の収集に関する規定の整備

私人の提供するオンライン資料のうち、有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段が付されているもの(第三の二において「有償等オンライン資料」という。)について、国立国会図書館への提供義務を免除する規定を削除すること。(平成二十四年改正法附則第二条関係)

第三 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第二及び二は、令和五年一月一日から施行すること。(附則第一項関係)

二 経過措置

有償等オンライン資料であつて、第二の施行前に公衆に利用可能とされ、又は送信されたものについては、なお従前の例によること。(附則第二項関係)

国立国会図書館法等の一部を改正する法律案

(国立国会図書館法の一部改正)

第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

別表第二 地方公共団体金融機構の項の次に次のように加える。

地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法(平成二十五年法律第二十九号)
地方公共団体共同機構	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)

(国立国会図書館法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

附則第三条中「新法」を「この法律による改正後の国立国会図書館法」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び次項の規定は、令和五年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 国立国会図書館法第二十五条の四第一項に規定するオンライン資料(以下単に「オンライン資料」という。)のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法によりオンライン資料の閲覧又は記録を制限する手段であつて、オンライン資料の閲覧若しくは記録のために用いられる機器(以下「閲覧等機器」という。))が特定の反応をする信号をオンライン資料とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は閲覧等機器が特定の交換を必要とするようオンライン資料を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。が付されているものであつて、第二条の規定の施行前に公衆に利用可能とされ、又は送信されたものについては、なお従前の例による。

理由

地方公共団体情報システム機構法による地方公共団体情報システム機構の設立及び「地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号)」による改正後の地方税法による地方公共団体共同機構の設立に伴い、出版物の納入義務に関する規定を整備するとともに、私人の提供するオンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段が付されているものについても国立国会図書館による収集の対象とするため、これらのオンライン資料の国立国会図書館への提供義務を免除する規定を削除する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国立国会図書館法の一部改正(新旧対照表)

国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)

改正案

現行

別表第一(第二十四条の二関係)		別表第二(第二十四条の二関係)	
名称	根拠法	名称	根拠法
地方公共団体金融機構	(略)	地方公共団体金融機構	(略)
地方公共団体情報システム機構	(略)	地方公共団体情報システム機構	(略)
△機構	地方公共団体情報システム法(平成二十五年法律第二十九号)		
地方税共同機構	(略)		
	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)		

国立国会図書館法の一部を改正する法律の一部改正（新旧対照表）  
国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第三十二号）

改正案	現行
附則	附則
提供の免除	提供の免除
第二十一条 削除	第二十一条 この法律による改正後の国立国会図書館法（次条において「新法」という。）第二十五条の四第一項に規定するオンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法によりオンライン資料の閲覧又は記録を制限する手段であつて、オンライン資料の閲覧若しくは記録のために用いられる機器（以下「閲覧等機器」といふ。）が特定の反応をする信号をオンライン資料とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は閲覧等機器が特定の交換を必要とするようオンライン資料を交換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。）が付されているものについては、当分の間、館長の定めることにより、同項の規定にかかわらず、その提供を免することができ、
（経過措置）	（経過措置）
第二十条 この法律による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第一項の規定は、この法律の施行後に	第二十条 新法第二十五条の四第一項の規定は、この法律の施行後に
第一項の規定は、この法律の施行後に公衆に利用可能とされ、又は送信された同項に規定するオンライン資料について適用する。	公衆に利用可能とされ、又は送信された同項に規定するオンライン資料について適用する。

国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程及び国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程の一部を改正する規程案要綱

第一 国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部改正

地方公共団体情報システム機構及び地方税共同機構が納入する出版物の部数を定めること。（国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程第四条関係）

第二 国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程の一部改正

一 私人の提供するオンライン資料を国立国会図書館に提供する義務を負う者は、長期的な保存及び利用に適するものとして館長が定める状態で、当該オンライン資料を提供するものとする。 （国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程第二条関係）

二 私人の提供するオンライン資料のうち、有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段が付されているものについて、国立国会図書館への提供義務を免除する規定を削除すること。（国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程第五条関係）

第三 施行期日

この規程は、国立国会図書館法等の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。ただし、第二は、同法附則第一項ただし書に規定する日から施行すること。（附則関係）

国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程及び国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程の一部を改正する規程案

(国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部改正)

第一条 国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程(昭和二十四年国立国会図書館規程第三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「地方公共団体金融機構」の下に「地方公共団体情報システム機構、地方税共同機構」を加える。

(国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程の一部改正)

第二条 国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程(平成二十五年国立国会図書館規程第一号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第二十五条の四第一項の規定によりオンライン資料を国立国会図書館に提供する義務を負う者は、保存のための複製等の容易性、記録方式等の規格の普及の状況その他の事情を勘案して長期的な保存及び利用に適するものとして館長が定める状態で、当該オンライン資料を提供するものとする。

第五条を削る。

第六条中「第二条第一号の情報、同条第二号」を「第一条第一項第一号の情報、同項第二号」に改め、「及び記録方式」の下に「同条第二項の状態」を加え、「第四条第一項」を「前条」に改め、同条を第五条とし、第七条を第六条とする。

附則第一項中「改正法」を「国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第三十二号)」に改める。

附則

この規程は、国立国会図書館法等の一部を改正する法律(令和四年法律第 号)の施行の日から施行する。ただし、第二条の規定は、同法附則第一項ただし書に規定する日から施行する。

国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部改正(新旧対照表)  
国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程(昭和二十四年国立国会図書館規程第二号)

改正案

(地方公共団体の諸機関に準ずる法人の納入部数)  
第四条 法第二十四条の二第二号に掲げる法人が納入するものとされる出版物の部数は、特別の事由のない限り、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部数とする。

- 一 (略)
- 二 地方競馬全国協会、地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、地方税共同機構及び日本下水道事業団 四部
- 三・四 (略)

現行

(地方公共団体の諸機関に準ずる法人の納入部数)  
第四条 法第二十四条の二第二号に掲げる法人が納入するものとされる出版物の部数は、特別の事由のない限り、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部数とする。

- 一 (略)
- 二 地方競馬全国協会、地方公共団体金融機構及び日本下水道事業団 四部
- 三・四 (略)

国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程の一部改正(新旧対照表)  
国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程(平成二十五年国立国会図書館規程第一号)

改正案

(提供の方法等)  
第二条 法第二十五条の四第一項の規定により法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者が同項のオンライン資料(以下単に「オンライン資料」という。)を国立国会図書館に提供する場合は、次のいずれかの方法とする。

- 一・二 (略)
- 2 法第二十五条の四第一項の規定によりオンライン資料を国立国会図書館に提供する義務を負う者は、保存のための複製等の容易性、記録方式等の規格の普及の状況その他の事情を勘案して長期的な保存及び利用に適するものとして館長が定める状態で、当該オンライン資料を提供するものとする。

現行

(提供の方法)  
第二条 法第二十五条の四第一項の規定により法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者が同項のオンライン資料(以下単に「オンライン資料」という。)を国立国会図書館に提供する場合は、次のいずれかの方法とする。

- 一・二 (略)

第五条 オンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び国立国会図書館法の二部を改正する法律(平成二十四年法律第二十二号、以下「改正法」という。)の附則第一條に規定する技術的制限手段が付されているものについては、五分の間、その提供を免する。

(公示)

第六條 館長は、第一條第一号のコード及び当該コードに類するもの、同条第二号の記録方式、第六條第一号の情報、同項第二号の記録媒体及び記録方式、同条第二項の状態並びに前条の金額を定めたときは、官報により公示するものとする。

第六條 (略)

附則

(施行期日)

1 この規程は、国立国会図書館法の「一部を改正する法律(平成二十四年法律第三十一号)」の施行の日から施行する。

(公示)

第六條 館長は、第一條第一号のコード及び当該コードに類するもの、同条第二号の記録方式、第二條第一号の情報、同条第二号の記録媒体及び記録方式並びに第四條第一項の金額を定めたときは、官報により公示するものとする。

第六條 (略)

附則

(施行期日)

1 この規程は、改正法の施行の日から施行する。

### 国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程案要綱

#### 第一 「電子情報」の定義の改正

「電子情報」の定義に「館がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供する情報又は再生のための機器の記録媒体に記録された電磁的記録であつて別に定めるもの」を加えること。(第三條関係)

#### 二 三条関係

#### 第二 図書館資料の電磁的方法による複製等に関する事務分担の見直し

図書館資料の電磁的方法による複製等について、電子情報部及び関西館の所掌事務に関する規定を整備すること。(第七條関係)

#### 第三 施行期日等

- 一 この規程は、令和四年七月一日から施行すること。(附則関係)
- 二 その他所要の規定の整理を行うこと。

### 国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程案

国立国会図書館組織規程(平成十四年国立国会図書館規程第二号)の一部を次のように改正する。

第三條第三号中「出版その他の」を「その」に改め、同条第四号中「電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法(以下「電磁的方法」という。))により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたもの(以下「インターネット資料」という。))及び電磁的方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットその他の送信手段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるもののうち、図書又は逐次刊行物(機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。))に相当するものとして館長が定めるもの(以下「オンライン資料」という。))を「この号に規定する電子情報」に、「インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報、インターネット資料及びオンライン資料」を「インターネット資料(法第二十五条の三第一項に規定するインターネット資料をいう。第九條第二項第七号において同じ。))、オンライン資料(法第二十五条の四第一項に規定するオンライン資料をいう。第九條第二項第八号において同じ。))、法第二十一条第一号に規定する情報その他館がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供する情報又は再生のための機器の記録媒体に記録された電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))であつて別に定めるもの」に改め、同条第六号中「まで」の下に「及び第十四條」を加え、同条第八号中「及び館長が定める電磁的資料(電磁的方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した次条第五号に規定する収集資料をいう。)(以下「電子情報等」という。))」を削る。

第六條第一号、第二号及び第十号中「電子情報等」を「電子情報」に改める。

第七條第七号を同条第八号とし、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「電子情報等」を「電子情報」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「収集資料の電磁的方法による」を「前号の複製の成果の」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 収集資料その他の図書館資料の電磁的方法(電子的方式、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。))による複製に関すること。

第九條第二項第十三号を同項第十四号とし、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第十号中「電子情

報等」を「電子情報」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 館長が定める電子情報の収集に関すること。

附則

この規程は、令和四年七月一日から施行する。

国立国会図書館組織規程の一部改正（新旧対照表）  
国立国会図書館組織規程（平成十四年国立国会図書館規程第二号）

改正案	現行
<p>（調査及び立法審査局の事務） 第二条 調査及び立法審査局（以下「局」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第八条に規定する法律の索引の作成及びその提供に関すること。</p> <p>四 法令資料、議会資料、官庁資料、政府関係機関資料並びに法律及び政治を主題とする図書館資料（この号に規定する電子情報を除く。以下同じ。）及び電子情報（インターネット資料）（法第二十五条の三第一項に規定するインターネット資料をいう。第九条第一項第七号において同じ。）オンライン資料（法第二十五条の四第一項に規定するオンライン資料をいう。第九條第二項第八号において同じ。）法第二十一条第一項第一号に規定する情報その他がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供される情報又は再生のための機器の記録媒体に記録された磁気記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）であつて別に定めるものをいう。以下同じ。）の選書又は選定に関すること。</p>	<p>（調査及び立法審査局の事務） 第三条 調査及び立法審査局（以下「局」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第八条に規定する法律の索引の作成及び出版その他の提供に関すること。</p> <p>四 法令資料、議会資料、官庁資料、政府関係機関資料並びに法律及び政治を主題とする図書館資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法（以下「電磁的方法」という。）により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたもの（以下「インターネット資料」という。）及び電磁的方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットその他の送信手段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるものうち、図書又は逐次刊行物機密扱いのもの及び書式ひな形その他簡易なものを除く。）に相当するものとして館長が定めるもの（以下「オンライン資料」という。）を除く。以下同じ。）及び電子情報（インターネット資料）（法第二十五条の三第一項に規定するインターネット資料をいう。第九條第一項第七号において同じ。）オンライン資料（法第二十五条の四第一項に規定するオンライン資料をいう。第九條第二項第八号において同じ。）法第二十一条第一項第一号に規定する情報その他がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供される情報又は再生のための機器の記録媒体に記録された磁気記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）であつて別に定めるものをいう。以下同じ。）の選書又は選定に関すること。</p>

六 収集した法令資料及び議会資料並びに前号の資料に係る保管、保存及び図書館奉仕（第七条第一号に規定するものを除く。第十條第二項第五号から第七号まで及び第十四条を除き、以下同じ。）の提供に関すること。

七（略）

八 局所属の閲覧室等における電子情報に係る図書館奉仕の提供に関すること。

（利用者サービス部の事務）  
第六条 利用者サービス部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 収集資料及び電子情報に係る図書館奉仕（収集資料以外の図書館資料に係るレファレンスを含む。）の企画及び当該図書館奉仕に関する事務の調整に関すること。

二 東京本館（収集資料及び電子情報に係る図書館奉仕を提供するための館の施設であつて東京都に置かれたものうち、国会分館及び支部図書館を除いたものをいう。）における図書館奉仕の提供に関する事務の総括に関すること。

三（略）

十 利用者サービス部所属の閲覧室等における電子情報に係る図書館奉仕の提供に関すること。

（電子情報部の事務）  
第七条 電子情報部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二（略）

三 収集資料その他の図書館資料の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。）による複製に関すること。

四 前号の複製の成果の保存に関する計画の策定及び実施の調整に関すること。

五 第一号に規定する図書館奉仕並びに電子情報の収集及び保存に関する情報通信の技術に係る方式の標準化に関すること。

六（略）

（関西館）  
第九条（略）

十 館長が定める電子情報の収集に関すること。

料」という。）を除く。以下同じ。）及び電子情報（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報、インターネット資料及びオンライン資料をいう。以下同じ。）の選書又は選定に関すること。

五（略）

六 収集した法令資料及び議会資料並びに前号の資料に係る保管、保存及び図書館奉仕（第七条第一号に規定するものを除く。第十條第二項第五号から第七号までを除き、以下同じ。）の提供に関すること。

七（略）

八 局所属の閲覧室等における電子情報及び館長が定める電磁的資料（電磁的方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した次条第五号に規定する収集資料をいう。）（以下「電子情報」という。）に係る図書館奉仕の提供に関すること。

（利用者サービス部の事務）  
第六条 利用者サービス部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 収集資料及び電子情報に係る図書館奉仕（収集資料以外の図書館資料に係るレファレンスを含む。）の企画及び当該図書館奉仕に関する事務の調整に関すること。

二 東京本館（収集資料及び電子情報に係る図書館奉仕を提供するための館の施設であつて東京都に置かれたものうち、国会分館及び支部図書館を除いたものをいう。）における図書館奉仕の提供に関する事務の総括に関すること。

三（略）

十 利用者サービス部所属の閲覧室等における電子情報に係る図書館奉仕の提供に関すること。

（電子情報部の事務）  
第七条 電子情報部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二（略）

三 収集資料の電磁的方法による保存に関する計画の策定及び実施の調整に関すること。

四 第一号に規定する図書館奉仕並びに電子情報の収集及び保存に関する情報通信の技術に係る方式の標準化に関すること。

五（略）

（関西館）  
第九条（略）

十 館長が定める電子情報の収集に関すること。

十二 関西館における電子情報に係る図書館奉仕の提供に関する  
「12」

十三・十四 (略)

十三 関西館における電子情報等に係る図書館奉仕の提供に  
関する  
「13」

十三・十四 (略)